九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、「千二百円」を「千五百円」に改め、同欄第三号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、「千四百円」を「千七百円」に改め、同欄第四号イ中「千八百円」を「二千百円」に改め、同号ロ中「千九百円」を「二千二百円」に改め、同表三の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「二千百円」を「二千四百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同号ハを同号ロとする。

第三条第一項中「一両につき六百円」に改め、同項の表一の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、同号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表二の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、同号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「千八百円」を「二千円」に改め、同号ロ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「千四百円」を「千六百円」に改め、同号二中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表三の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同欄第二号中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同欄第三号中「千七百円」を「千九百円」に改め、同欄第四号中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表四の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「二千三百円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同号二中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表二の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）」を削り、同号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「千八百円」を「二千円」に改め、同号ロ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「千四百円」を「千六百円」に改め、同号二中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表三の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同欄第二号中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同欄第三号中「千七百円」を「千九百円」に改め、同欄第四号中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表四の項下欄中「一両」を「自動車一両」に改め、同欄第一号イ中「九百円」を「千百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千五百円」に改め、同欄第二号イ中「二千三百円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表四の項中欄中「八万円」を「十六万円」に改め、同表二の項中欄中「七万円」を「十四万円」に改め、同表三の項中欄中「五万円」を「八万円」に改め、同表四の項中欄中「四万円」を「七万円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

検疫法施行令の一部を改正する政令を次に公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十九号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

広　島	広島空港

を

広　島	広島空港
徳　島	徳島飛行場

に改める。

別表第三広島空港の項の次に次のように加える。

徳島飛行場	徳島飛行場の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○財務省告示第六十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年二月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第481回）
2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第69条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）